

2025 年 11 月 7 日

株主各位

静岡県静岡市清水区富士見町 2 番 1 号

株式会社 清水銀行

取締役頭取 岩山 靖宏

第 151 期中間配当金支払いについてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2025 年 11 月 7 日開催の当行取締役会決議により、第 151 期（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

当行定款の規定にもとづき、2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金…………… 1 株につき 30 円
2. 効力発生日ならびに支払開始日…………… 2025 年 12 月 10 日（水）

以上

中間配当金のご送付について

中間配当金領収証（口座振込ご指定の方には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」）は、株主の皆さまのお届出ご住所あて、2025 年 12 月 9 日（火）にお送り申しあげる予定でございます。

また、配当金の口座振込をご指定の方と同様に「中間配当金領収証」により配当金をお受取りになれる株主様あてにも「中間配当金計算書」を同封する予定でございます。配当金をお受取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。